

各組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

### 共済貯金における支払利率の変更について

平素、本組合の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共済貯金は、組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、有利な利息を還元することを目的としております。

共済貯金におきましては、近年の厳しい金融・経済情勢を踏まえ、貯金事業の財政の健全化を図り安定した運営を行うため、共済貯金加入者に還元する支払利率を次のとおり変更します。

今回の支払利率の引き下げは、高水準の支払利率を維持・継続し、多くの組合員の皆様に共済貯金を安心してご利用いただくための一環でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

これまでの支払利率

1. 20%

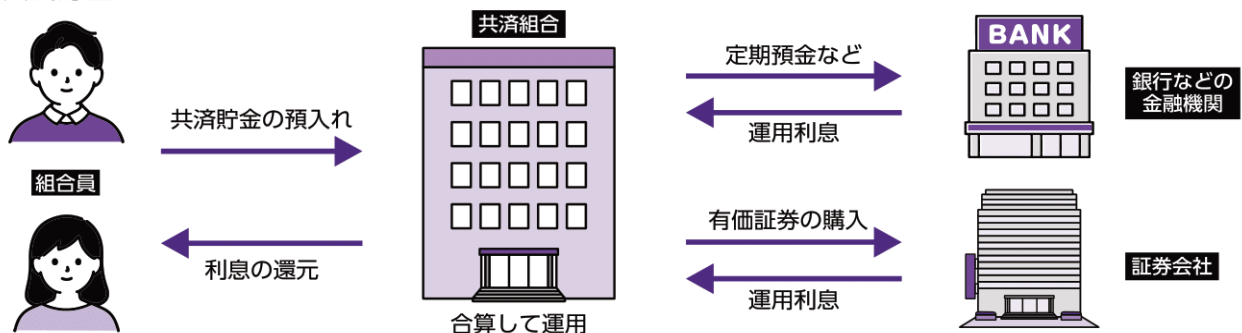


**令和5年4月からの支払利率**

**1. 02%**

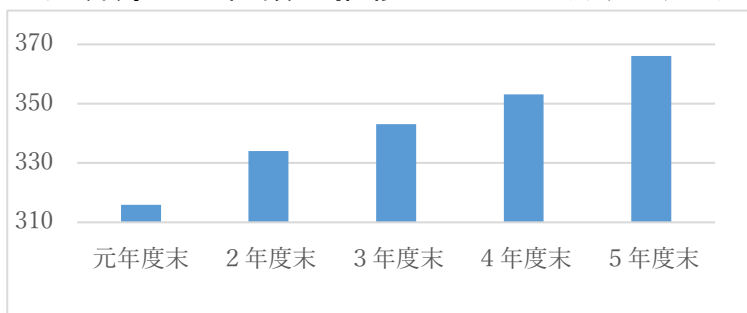
※別添の「貯金事業の状況について」もごらんください

#### ■共済貯金のしくみ



# 貯金事業の状況について

## ○ 共済貯金の総額の推移 (単位：億円)



※ 4年度末は見込、5年度末は推計

## ○ 資産の運用利回り

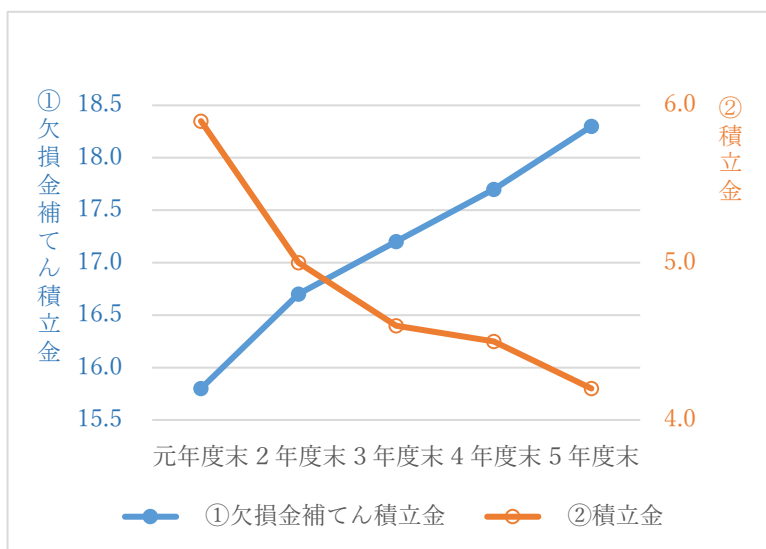
令和3年度 (実績)	1.20%
令和4年度 (見込)	1.32%
令和5年度 (推計)	1.12%

皆様からお預かりしている貯金額は年々増加しています。

共済組合ではこの資金を、国債・地方債・高格付けの社債等の安全性の高い有価証券により安全かつ効率的に運用していますが、近年の厳しい金融・経済情勢の中、かつて購入した利回りの高い債券が満期償還を迎えており、現在新しく購入できる債券はそれよりも低い利率のものとなっております。

令和5年度の資産の運用予定利回りは令和4年度までの貯金利率(1.2%)より低くなり、利息収入が減少することが見込まれます。

## ○ 利益剰余金の推移 (単位：億円)



※ 4年度末は見込、5年度末は推計

貯金事業における利益剰余金には、次の2種類があります。

### ① 「欠損金補てん積立金」

※法律の規定により、不測の事態に備えるため貯金額の5%を積立てることとされている

### ② 「積立金」

利息収入を得るなどして利益金が生じると②「積立金」が増加します。一方で、貯金額が増加すると、②「積立金」を取り崩して新たに①「欠損金補てん積立金」に積み立てる必要があります。

近年は、貯金額が大幅に増加しており、②「積立金」の増加よりも②「積立金」を取り崩す金額の方が多く、②「積立金」の総額は減少しております。

貯金事業においては貯金額の増加とともに積立金が年々減少しており、財政の健全化を図り安定した運営を行うため、令和5年4月から貯金の支払利率を引き下げる事となりましたが、引下げ後の支払利率においても他の金融商品と比較して、はるかに高い利率となっております。

今後も信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なりスキの発生を抑えながら資産の運用を行うことを心掛け、多くの組合員の皆様に共済貯金を安心してご利用いただくとともに、高水準の支払利率を維持・継続できるよう努めてまいります。